

賠償に関する御意見・御要望

| I. 住宅等の財物等の賠償 | |
|----------------------------------|---|
| 1. 住宅の再取得が可能となるような十分な額の賠償 | <p>避難先で住居や店舗等を求めざるを得ない方への対応を含め、生活や事業を再建することができる十分な賠償がなされるよう、指針を見直してほしい。</p> <p>生活再建のために転居する場合、再取得価格とする十分な賠償をしてほしい。</p> <p>事故前にリフォームした家屋については、賠償額の算定に際して、リフォームによる付加価値の増加分も考慮してほしい。</p> <p>不動産賠償における再調達価格等の基準見直しをしてほしい。</p> <p>財物賠償については、築年数が48年以上を経過した古い建物の賠償について、今の算定基準では、数100万円にしかならず、指針に明記されている同等の建物を取得できるような価格とならないので、同等の建物を取得できるようにしてほしい。</p> |
| 2. 住宅の修繕や解体・建て直しが可能となるような十分な額の賠償 | <p>住宅の修繕・解体費について、現在の財物賠償とは別枠で賠償してほしい。</p> <p>生活支援に当たっては、賠償だけでは限度があるので、それに加えて政策的支援がセットになるべき。</p> <p>長期避難で修繕できないうちに、雨漏りによる室内線量の上昇のほか、ネズミによる被害などが拡大しているので、賠償に加え支援策も講じるべき。</p> <p>帰還困難区域に所在する建物の解体費用を賠償してほしい。</p> <p>6年後に解除されても家屋の腐食が進み住めないため、建て直しのための費用を賠償してほしい。</p> <p>帰還困難区域については、新たな場所で生活再建ができるような、生活再建に資する財物賠償をしてほしい。</p> <p>帰還困難区域の住宅の修繕・取壊し費用は全額賠償を認めてほしい。</p> |
| 3. 不動産取得の際の消費税や登記等の諸費用の賠償 | <p>新たに財物を取得するときに発生する消費税や登記等の諸費用を追加的費用として賠償してほしい。</p> |
| 4. 帰還困難区域とその他の区域の賠償額の差の縮小 | <p>避難指示解除準備区域及び居住制限区域の財物について、避難指示期間と賠償の割合を切り離し、帰還困難区域と同様に全損としてほしい。</p> <p>建物について、帰還困難区域とその他の区域の差が大きすぎるので、最大でも80%ほどに格差を縮小してほしい。</p> <p>避難指示区域ではすべて全損扱いとしてほしい。</p> <p>すべての財産について、一括で全損認定してほしい。</p> |
| 5. 沢水や井戸水を利用していた者への井戸の採掘費用等の賠償 | <p>沢水や井戸水を利用していた家庭の深井戸掘削費用や新たに井戸を掘削するときの費用を別枠で賠償してほしい。</p> |
| 6. 家財や農機具等の動産の賠償基準の見直し | <p>家財賠償は定額ではなく、従来の裁判例や損害保険の算定基準に照らした世帯の人数・世帯構成等から算定する方法もとってほしい。</p> <p>家財賠償は定額ではなく、家財保険の家族構成別家財評価額に基づき、被害者の年齢を加味した基準で行ってほしい。</p> <p>農機具等、減価償却が終わった物をゼロ評価とするのは不適切。</p> <p>農機具について、JA等に出荷していない場合は対象とならないというのは納得できないので、賠償対象としてほしい。(エネ庁・東電は家財として賠償するとしているが、賠償額が低すぎる。)</p> |
| 7. 牧草地も含めた田畑、山林の賠償 | <p>牧草地を畑として認めてほしい。</p> <p>農地、山林の賠償基準を早急に進めてほしい。</p> <p>田・畑・山林(立木含む)の賠償基準の早期明示をしてほしい。</p> <p>いまだに山林の賠償基準が示されておらず、早急に基準を示してほしい。</p> <p>旧緊急時避難準備区域も避難指示区域と同様に田畑、森林、牧草地も対象にしてほしい。</p> <p>今まで山に人が入って手入れしてきた。今はそれができずに、森林の市場価値評価が下がっている。旧緊急時避難準備区域も対象としてほしい。</p> <p>田畑農地の賠償について、イノシシ対策や農地へのゼオライトをまいて放射能を下げるなどの対策へも賠償してほしい。</p> |
| 8. 公共用地収用と不動産賠償の関係 | <p>公共事業の補償金と賠償金の取扱いを明確化してほしい。</p> <p>避難指示区域内の土地などの財物について、東京電力との合意前に売却した場合でも賠償額から差し引かないでほしい。</p> <p>賠償額から補償額を控除することは復興の妨げになるので、控除しないようにしてほしい。</p> <p>賠償対象の土地が公共収用される場合、売却収益を賠償額から控除しないようにしてほしい。</p> |

II. 避難指示の長期化に伴う賠償、避難指示の解除後の賠償等

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>9. 事故後6年後以降の精神的損害、避難費用等</p> | <p>6年後以降の賠償について、指針に明確に反映し、将来的な賠償の見通しを示してほしい。</p> <p>6年後以降の賠償を示してほしい。</p> <p>事故後6年後以降の賠償の取扱いを明らかにしてほしい。</p> <p>長期避難の労苦に見合うよう精神的損害賠償(月10万円)の増額をしてほしい。</p> <p>精神的損害について、一人月額35万円を賠償してほしい。</p> <p>復興公営住宅等の家賃の全額を賠償の対象とするよう指針の見直しをしてほしい。</p> <p>帰村宣言後の仮設、借り上げ住宅の一定期間(2~3割程度自己負担)の支援延長をしてほしい。</p> <p>家賃賠償の打切りは、避難者の住居の安定的な確保を大きく阻害することから、二次追補の考え方を撤回し、家賃賠償を継続してほしい。</p> <p>復興公営住宅は有料になると聞いているが、生活の将来像が見えないことから、生活再建の目途がつかまで、全額免除してほしい。</p> |
| <p>10. 避難指示解除後の相当期間の決定</p> | <p>避難指示解除後の相当期間について指針に明確に反映して、将来的な賠償の見通しを示してほしい。</p> |
| <p>11. 早期帰還者への賠償</p> | <p>旧緊急時避難準備区域の住民も対象とした、早期帰還者向けの賠償措置を早期に創設してほしい。</p> <p>帰還しても生活インフラもなく、戻るための優遇策もない。帰還に向けた指針の見直しをしてほしい。</p> |
| <p>12. 旧緊急時避難準備区域への賠償</p> | <p>平成25年3月まで東電による賠償が継続されたが、医療機関や商業施設の再開していない状況下で、生活費の増大は続いており、賠償を継続してほしい。</p> <p>市内全域の除染が完了し、安心できる環境が整うまでの賠償を継続してほしい。</p> <p>20km圏内と20~30km圏内で金額が違う。実情に応じた対応をしてほしい。</p> <p>旧緊急時避難準備区域及び30km圏外について、原発事故の影響で資産価値が下がっていることから、資産価値減少分に対する補償をしてほしい。</p> <p>旧緊急時避難準備区域も避難指示区域と同様に財物賠償してほしい。</p> |
| <p>13. 旧屋内退避区域等への賠償</p> | <p>旧緊急時避難準備区域と30km圏外の住民の精神的損害について、同様の取扱いとしてほしい。</p> <p>旧緊急時避難準備区域及び30km圏外について、原発事故の影響で資産価値が下がっていることから、資産価値減少分に対する補償をしてほしい。</p> <p>旧屋内退避区域における精神的損害や営業不能損害の賠償期間について、旧緊急時避難準備区域の賠償期間と公平に取り扱ってほしい。</p> <p>特定避難勧奨地点の財物について、旧警戒区域と同様の取扱いとしてほしい。</p> |
| <p>14. 自主的避難等に係る賠償の継続</p> | <p>自主的避難者に対する賠償は昨年8月で打ち切られたが、事故による被害は軽減しているのではなく、むしろ拡大しているという認識の下、賠償対象として追加してほしい。</p> <p>避難指示区域以外でも住民は不安を抱えているが、学校等のことも考え、避難したくてもできない状況の中、賠償が打ち切られたが、全町民に対して賠償を続けてほしい。</p> |
| <p>15. 賠償の終期の明確化、終期の延長等</p> | <p>賠償の終期について、加害者である東電のみで判断がなされ、被害者に不利益が生ずることのないよう、判断基準を指針に明確化してほしい。</p> <p>終期に関する考え方を具体的に明示してほしい。</p> <p>事業の再建ができるまで十分な賠償が行われるよう指針に明記してほしい。</p> <p>旧緊急時避難準備区域及び30km圏外の営業損害・就労不能等損害について、人口と商圏が回復するまでの十分な期間について補償を継続してほしい。</p> <p>生活再建が困難な場合には、営業損害・就労不能損害の賠償期間の延長をしてほしい。</p> <p>風評被害が完全に払拭されるまで十分な賠償が行われるよう指針に明記してほしい。</p> <p>一時的に回復したからといって賠償を打ち切るのではなく、真に事故前の水準にまで達するまで賠償が続けられるよう明確に指針に追加してほしい。</p> |

| Ⅲ. その他の損害等 | |
|---|---|
| 16. 自主除染への賠償 | 自主除染の賠償について早急に東電において、この仕組みを作ってもらおうよう働きかけてほしい。 |
| 17. 津波犠牲者の探索・救助ができなかった精神的損害の賠償 | 津波被災地域において、原発事故が起これなければ探索・救助ができたにもかかわらず、それがかなわなかったことに対する精神的損害も明示してほしい。 |
| 18. 汚泥から発生する異臭等による精神的損害の賠償 | 放射性物質の汚染により搬出できない大量の汚泥から発する異臭等により身体的、精神的な苦痛を受けている下水処理場周辺住人や除染に係る仮置場周辺住民に対する精神的苦痛、風評被害など特殊な精神的損害等に対する賠償についても指針において示してほしい。 |
| 19. 避難指示の解除見込み時期を踏まえた賠償 | 避難指示解除時期の見込み時期が延長した場合、期間割合の残り分の支払いをしてほしい。 |
| 20. 特別養護老人ホームなどで避難せず村内で頑張っている事業所に対する賠償支援をしてほしい。 | 特別養護老人ホームなどで避難をせず村内で頑張っている事業所に対する賠償支援をしてほしい。 |
| 21. コミュニティ崩壊等社会的な損失に対する補償と支援 | 50歳代までの働く世代が避難又は転出してしまった。コミュニティ崩壊等社会的な損失に対する補償と支援をすべき。 |
| 22. 帰還の際のコミュニティ単位での集合住宅等への入居 | 帰還に際しては、コミュニティ単位で集合住宅のようなものに入居できるよう対策を講じるべき。 |
| Ⅳ. 地方公共団体関係の損害 | |
| 23. 地方公共団体の税収減の賠償 | 個人住民税、法人住民税、ゴルフ税、入湯税、固定資産税等の税収減を賠償の対象となるよう指針を見直してほしい。 |
| 24. 地方公共団体の職員の給与、超勤手当等の賠償 | 事故対応に従事した自治体職員の給与、超勤手当を賠償してほしい。 |
| 25. 上下水道の使用量の減収分の賠償 | 上下水道事業の使用料の減収分を賠償してほしい。 |
| 26. 政府指示等によらない任意の検査費用等の賠償 | 地方公共団体で実施する自家栽培作物の検査費用など政府指示等によらない任意の検査費用や風評被害対策等であっても、賠償の対象となることが明らかとなるよう、具体例を指針に追加してほしい。 |
| Ⅴ. その他 | |
| 27. 審査会による継続的な実態把握 | 審査会は、福島県内で開催する機会を増やしたり、被災者代表を参画させるなど、被災者や被災自治体の意見を十分にくみ取ってほしい。また、今後も継続的に実態調査を行い、現地の実情を十分に理解した上で、指針を策定してほしい。 |
| 28. ADRの体制強化、手続期間短縮化 | センターの体制を強化し、和解仲介手続の期間を短縮するべき。 |
| 29. 消滅時効、未請求者の掘り起こし | 東電に時効の援用を主張しないように指導すべき。 審査会でも法制度の在り方など更なる検討をしてほしい。 すべての被災者の救済が可能となるよう、附帯決議にあるとおり、法的措置を検討すべき。 時効を適用しないとする特例法等の整備と未請求者の掘り起こしをすべき。 賠償に関する時効について、センターへの申立てを行うか否かに関わらず、被害者間で不公平が生じないよう、指針に盛り込んでほしい。 新たな時効中断をする法整備を検討すべき。 ADRに申し立てた者のみ救われることになっているが、附帯決議にあるようにすべての未請求者が不利益を被らないよう新たな法制度を検討すべき。また、未請求者の掘り起こしをすべき。 消滅時効の取扱いについて、時効に対する住民の不安を払しょくするため、法的な担保を明確に定めるべき。 すべての損害賠償請求権を法的担保すべき。 特例法が成立したが、ADRに申し立てた人だけでなく、被害者すべてに3年の消滅時効を適用しないようにすべき。 将来にわたって健康被害が生じた際の賠償についての考え方を明らかにしていただきたい。 |